

広島県告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和六年広島県告示第七百九十号で認可した備後圏都市計画下水道事業尾道市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業尾道市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十四日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和六年広島県告示第七百九十号の事業地のうち、尾道市栗原町、新浜一丁目の一部において事業地を変更する